



Grant Thornton

An instinct for growth™

# インド移転価格税制 マスターファイル(MF)と 国別報告書(CbCR)に関する 最終ルール

2017年11月15日

グラントソントン・インディアLLP  
ジャパデスク



# Content

01 | CbCR と MF – 世界的な動向とインドの規定

02 | Rule 10DA と 10DB

03 | MF と CbCR – 内容

04 | 今後の対応

# CbCRとMF – 世界的な動向とインドの規定

# CbCR と MF – 世界的な動向とインドの規定

## CbCR

- 日本、米国、英国、多くのEU加盟国、オーストラリア、アジア大洋州地域など、57カ国で導入済み
- スイス、ロシア、台湾などは法律案の段階

## MF

- 日本、オーストラリア、中国、インドなど27カ国で導入済み
- 米国、カナダ、イタリア、アイルランドなどは法律案の段階

# CbCRとMF – インドでのこれまでの状況

- 2016年財政法において、CbCRとMFの規定が導入
- 2017年10月6日にCBDT(直接税中央委員会)がドラフトとルールを公表しパブリックコメントを募集
- 2017年10月31日に最終ルールを公表 (ドラフトからの修正あり)
  - 親会社の会計年度
  - 適用基準金額の算定のための換算レートについての明確化
- 以下のようなパブリックコメントでの提案は最終ルールでは考慮されなかった
  - MFの適用金額の引き上げ
  - 申告期限を世界的な流れと歩調を合わせる
- Rule 10DA : MF関連規定 – 適用基準金額、申告期限、MF申告の必要事項と手続
- Rule 10DB : CbCR関連規定 – 適用基準金額、申告期限、MF申告の必要事項と手続

# Rule 10DA/10DB

# ルールの適用

## MF Rule 10DA

多国籍企業グループの構成会社等で、グループの直前会計年度について

- 連結グループ収益が50億ルピー超 であり、
- 国際取引金額(年度合計)が、
  - 5億ルピー超、または
  - 1億ルピー超の無形資産(Intangible Property)関連取引 の場合

## CbCR Rule 10DB

親会社等または代理親会社等で、

- インド居住者であり、
- 多国籍企業グループの前会計年度の連結グループ収益が550億ルピー超 の場合

(※) グループ収益の換算レートは、その会計年度の最終日におけるState Bank of IndiaのTTBレート

# MF/CbCR関連の申告書フォーム

	MF関連		CbCR関連		
	Form 3CEAA (MF)	Form 3CEAB (通告)	Form 3CEAC (通告)	Form 3CEAD (CbCR)	Form 3CEAE (通告)
申告内容	構成会社等(CE)による、MF申告	インド居住構成会社等が複数ある場合の、MF申告会社等の情報の通告	インド居住構成会社等による、代理親会社等の情報の通告	親会社等、代理親会社等、指定されたインド構成会社等(※1)による、CbCR申告	インド居住構成会社等が複数ある場合の、CbCR申告会社等の通告
申告期限	Section 139(1)に規定される日(※2)	Section 139(1)に規定される日の30日前まで	Section 139(1)に規定される日の2ヶ月前まで	Section 139(1)に規定される日	期日指定なし (Form3CEACと同じと思われる)

(※1) 親会社等の居住国がインドと自動情報交換合意を結んでいない場合やCbCRの制度がない場合

(※2) 11月30日。ただし2016-17年度分は2018年3月31日に延長。

# MF/CbCR関連の申告書フォーム

	MF関連		CbCR関連		
	Form 3CEAA (MF)	Form 3CEAB (通告)	Form 3CEAC (通告)	Form 3CEAD (CbCR)	Form 3CEAE (通告)
申告先	Director General of Income Tax (Risk Assessment)				
電子申告	はい (詳細な手続は今後明らかとなる予定)				
申告署名者	所得税申告書の承認資格者				
ペナルティ	500,000ル ピー	なし	なし	下記Note参照	なし

## Note:

1. 不正確な情報の提出 (条件あり) : 500,000ルピー
2. CbCRの未申告 : 遅延1日あたり5,000~50,000ルピー
3. CbCR関連の質問に30日以内に答えられない場合 : 遅延1日あたり5,000~50,000ルピー

# Section 3.1 – マスターファイル(MF)

# MFの内容

## マスターファイル (Form3CEAA)

### Part A

構成会社等の基本情報

Rule 10DA(1)に定める基準額に関係なく、すべてのインド居住の多国籍企業グループ構成会社等に作成義務あり

### Part B

多国籍企業グループの詳細情報

- 組織構造
- 事業説明
- 保有する無形資産
- グループ内金融活動
- 財務状況と納税状況

Rule 10DA(1)に定める基準金額を満たす会社に作成義務あり

# MFの内容

## Part B: 多国籍企業グループの詳細情報

区分	内容	補足
組織構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社等リスト (名称、所在地)</li> <li>構成会社等の法定地位と多国籍企業グループ構造のチャート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的情報</li> </ul>
事業説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の性質と事業利益の<u>重要ドライバー</u></li> <li><u>グループ収益上位5つの製品・サービス と その他連結グループ収益の5%超を占める製品・サービスに関するサプライチェーンの説明</u></li> <li><u>グループ内重要サービス契約の説明</u> (R&amp;Dは除く)</li> <li>グループ内の<u>主要サービスプロバイダーの能力</u>に関する説明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利益ドライバーの識別に関する困難性・複雑性</li> <li>サプライチェーンの詳細という機密情報を開示することの課題</li> <li>インドの構成会社等が、開示対象サプライチェーンに関与していない場合にはどうなるのか</li> <li>「重要(important)」や「主要(main)」という言葉についての金額的定義付けがないことによる課題</li> </ul>

# MFの内容

区分	内容	補足
事業説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>グループ内サービスに係る移転価格ポリシー</u></li> <li>• グループの<u>主な地理的な市場の詳細</u></li> <li>• <u>グループの収益または資産または利益の10%以上を占める構成会社等の機能、資産、リスク分析</u></li> <li>• <u>重要な事業再編、リストラクチャリング、買収、分割の説明</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、以下のような状況でも関連情報の収集・維持が必要               <ul style="list-style-type: none"> <li>– グループ内サービスで国際取引がない</li> <li>– インド構成会社等が主な地理的マーケットを構成していない</li> </ul> </li> <li>• 「資産(assets)」 「利益(profits)」の説明がない</li> </ul>

# MFの内容

区分	内容	補足
無形資産	<ul style="list-style-type: none"> <li>• グループの無形資産の研究開発、所有、使用に関する<u>包括的な戦略の概要</u>、<u>無形資産の研究開発を行う主要な施設の所在地</u>、<u>研究開発を管理する場所の所在地</u></li> <li>• グループ内の<u>重要な無形資産の所有者と所在地</u></li> <li>• グループ内の無形資産に関する<u>重要契約の概要</u>（<u>コスト負担契約、リサーチサービス契約、ライセンス契約などを含む</u>）</li> <li>• <u>研究開発と無形資産に関する移転価格ポリシー</u>の説明</li> <li>• グループ内の<u>無形資産の重要な移転の説明</u>（<u>対価の詳細を含む</u>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 例えば、以下のような状況でも関連情報の収集・維持が必要               <ul style="list-style-type: none"> <li>– 該当取引がない</li> <li>– インド構成会社等が契約に関与していない</li> <li>– インド構成会社等に何の影響もないグループの無形資産の譲渡</li> </ul> </li> </ul>

# MFの内容

区分	内容	補足
グループ内 金融活動	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>金融契約</u>の詳細な説明(非関係者からの借入上位10件の詳細を含む)</li><li>• <u>中心的な金融機能</u>を果たす構成会社等の概要リスト</li><li>• グループの<u>金融契約に関する移転価格ポリシー</u>の詳細な説明</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• グループまたは非関係者との金融契約がなくても、関連情報収集・維持が必要</li></ul>
財務状況と 納税状況	<ul style="list-style-type: none"><li>• グループの連結財務諸表のコピー</li><li>• ユニラテラルAPAや多国籍グループの各国間の所得分配に関する他の税務当局との取り決めに関する説明</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 基本的情報</li></ul>

# 主な留意点と課題

- MF適用基準金額がグローバル基準に比べ相当低いー 追加的なコンプライアンス負担
- 詳細な情報がMFで求められている – 多くの照合作業
- 親会社等の国でMFの作成が求められていない場合、インド構成会社等に重い負担ー米国、英国など
- BEPS行動13では概要情報を求めているのに対し、インドのルールでは詳細情報が求められている部分もあるーインドのルールに沿った情報のカスタマイズが必要
- MFのPart Aは、国際取引を行っていないインド構成会社等でも申告しなければならない
- 情報セキュリティ、機密性保持に関する懸念

# 日本企業に関する留意点(MF関連)

- 日本親会社でMF作成義務がなくともインド子会社でインドのMF作成・申告が必要となる可能性
  - 日本：連結収益1,000億円以上
  - インド：連結収益50億ルピー(80~90億円)超 + 国際取引5億ルピー超  
(無形資産取引は1億ルピー超)
- 日本とインドのMF申告期限が異なる
  - 日本：事業年度末から1年以内
  - インド：11月30日(インドの税務年度末(3月31日)から8ヶ月以内)
  - インドの方が早く申告期限を迎えるケース：インドに合わせた日本側のMF作成・更新
- 日本のMF記載項目にないインドの記載項目への追加的対応
  - 例：グループ内の主要サービスプロバイダーの能力に関する説明
- インドルールでの重要性の明示
  - 例：グループの収益/資産/利益の10%以上を占める構成会社等の機能/資産/リスク分析
  - 例：関連者ではない上位10件の貸出者との金融契約
- 2016-17年度の申告への対応：2018年3月31日までにインドのMFを作成・申告

# Section 3.2 – 国別報告書(CbCR)

# CbCRの要求事項

- インド所得税法Section 286(7)でCbCR申告に関する法定枠組みが規定されており、Rule 10DBは申告義務基準金額の(連結グループ収益)550億ルピーが定められた。
- インド居住の全ての多国籍企業グループ構成会社等はDirector General of Income Tax (Risk Assessment)に対して以下の情報をForm3CEACで開示しなければならない
  - グループの代理親会社等かどうか
  - 親会社等または代理親会社等とその居住国等の詳細
- 全てのインド居住の親会社等と代理親会社等は、CbCRをForm3CEADで申告しなければならない
- 親会社等の居住国がインドと自動情報交換合意を結んでいない場合やCbCRに関する規定がない場合、インドの構成会社等はDirector General of Income Tax (Risk Assessment)に対してForm3CEAEでインドでCbCRを申告するインド居住構成会社等を開示しなければならない

# CbCRの内容

## PART A: OVERVIEW OF ALLOCATION OF INCOME, TAXES AND BUSINESS ACTIVITIES BY TAX JURISDICTION

Name of the Multinational Enterprise group: Reportable accounting year: Currency used:										
Tax Jurisdiction	Revenues			Profit(Loss) before Income Tax	Income Tax Paid (on Cash Basis)	Income Tax Accrued – Reportable Accounting Year	Stated Capital	Accumulated Earnings	Number of Employees	Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents
	Unrelated Party	Related Party	Total							

## PART B: LIST OF ALL THE CONSTITUENT ENTITIES OF THE MULTINATIONAL ENTERPRISES GROUP INCLUDED IN EACH AGGREGATION PER TAX JURISDICTION

Name of the Multinational Enterprise group: Fiscal year concerned:															
Tax Jurisdiction	Constituent entities Resident in the Tax Jurisdiction	Tax Jurisdiction of Organisation or Incorporation if Different from Tax Jurisdiction of Residence	Research and Development	Holding or Managing Intellectual Property	Purchasing or Procurement	Manufacturing or Production	Sales, Marketing or Distribution	Administrative, Management and Support Services	Provision of Services to Unrelated Parties	Internal Group Finance	Regulated Financial Services	Insurance	Holding Shares or other Equity instruments	Dormant	Other

# 主な留意事項と課題

- 所得税は支払/発生ベースでのレポーティングー会計期間が異なる場合に課題
- CbCRは「主な事業活動」についてレポーティングー「管理・経営・サポートサービス」(最終ルールで追加された)に関する課題ーキャプティブの取扱いは？
- (正規)従業員数の開示は平均基準、期末基準、その他の基準が認められているが、各国、各年で基準は整合的でなければならない
- 各国規定(二次調整など)による(実際の支払いはない)みなし配当の取扱いについて、Form3CEADのPart Aでの開示に関連して収益の定義をどのように捉えたらよいか？

# 今後の対応

# 今後の対応

- 2018年3月31日までのMF申告コンプライアンスのために、詳細な分析が求められるーインドの構成会社等はグループが作成したMFをそのまま利用することができない可能性あり？
- インドの構成会社等は、MFで申告する情報をサポートする基礎的な資料や証憑の文書を管理
- 移転価格ポリシーや各国でのコンプライアンス状況についての検証が重要
- 親会社等/代理親会社等はCbCRの作成基礎となる詳細な文書やポリシーを管理し、重要な点の整合性を検証
- 多国籍企業は内部統制、法定会計記録に関するプロセス、データベースなどの十分性を検証し、全ての点において整合性を保って、CbCRやMFの規定を遵守

# グラントソントンの移転価格サポートサービス

- 日本親会社／インド子会社のマスターファイル作成
- 日本親会社作成MF/CbCRのインドルールに合わせたカスタマイズ
- インド向けにカスタマイズしたMF/CbCRのレビュー
- インドでのMF/CbCRの申告サポート
- 移転価格文書(ローカルファイル)の作成と会計士証明Form3CEBの発行
- 移転価格ベンチマーキング、取引スキーム分析

# グラントソントン・インディア国内拠点

<b>NEW DELHI</b> (National Office) Outer Circle L 41 Connaught Circus New Delhi 110 001	<b>AHMEDABAD</b> BSQUARE Managed Offices, 7th Floor, Shree Krishna Centre, Nr. Mithakali Six Roads, Navrangpura Ahmedabad 380009	<b>BENGALURU</b> 5th Floor, 65/2, Block A, Bagmane Tridib, Bagmane Tech Park, C V Raman Nagar, Bengaluru 560093	<b>CHANDIGARH</b> SCO 17, 2nd Floor, Sector 17 E Chandigarh 160 017
<b>CHENNAI</b> 7th Floor, Prestige Polygon, 471, Anna Salai Chennai 600 018	<b>GURGAON</b> 21st Floor, DLF Square Jacaranda Marg DLF Phase II Gurgaon 122 002	<b>HYDERABAD</b> 7th Floor, Block III White House Kundan Bagh, Begumpet Hyderabad 500 016	<b>KOCHI</b> 7th Floor, Modayil Centre point, Warriam road junction, M.G.Road, Kochi 682 016
<b>KOLKATA</b> 10C Hungerford Street 5th floor Kolkata 700 017	<b>MUMBAI</b> 16th floor, Tower II Indiabulls Finance Centre, SB Marg, Elphinstone (W) Mumbai 400013	<b>MUMBAI</b> 9th Floor, Classic Pentagon, Nr Bisleri factory, Western Express Highway, Andheri (E) Mumbai 400 099	<b>NOIDA</b> Plot No. 19A, 7th Floor, Sector 16-A, Noida 201301
<b>PUNE</b> 401 Century Arcade Narangi Baug Road Off Boat Club Road Pune 411 001			



# Grant Thornton

An instinct for growth™

## 花輪 大資

グラントソントン・インディアLLP  
ジャパンデスク ディレクター  
公認会計士(日本)

daisuke.hanawa@in.gt.com

## Rajeev Jain

グラントソントン・インディアLLP  
移転価格プラクティス ディレクター

rajeev.jain@in.gt.com

## ゴーラフ マルホトラ

太陽グラントソントン  
インドデスク  
(日本語対応可)

malhotra.gaurav@gtjapan.or.jp

## 朝倉 克彦

太陽グラントソントン税理士法人  
公認会計士(日本)

kasakura@gtjapan.com



# Thank You